



○まちづくりのために
○公共事業のために



皆さんの納めた税金は
次のようなことに使われています

市政を動かすのは
あなたが納める

税金です

市税は 納期限までに納めまじょう

市税は、市民の皆さんが健康で、安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めるための重要な財源です。
納税は国民の義務です。市では、財源の確保と納税の公平性を保つため、滞納の解消に向け、取り組みを強化しています。



○住民を守るために
○環境を守るために

○社会保障のために
○子どもや
子育てのために



■納期限までに納付を

市税は、納期限内の自主納付が原則であり、納期限内に納付がない人に対しては、督促状や催告書で納付を促しています。しかし、これらの処理には多額の費用がかかり、この費用も貴重な税金から支出されます。
また、税金を納期限までに納めなかった場合、滞納者の意思に関係なく、年9.1%（平成28年3月現在）の割合で延滞金が増算されます。納期内納付にご協力ください。

■市税を滞納すると...

納期限までに納税していない人に対して滞納の整理を行います。
納付の意思がなく、滞納状態が続いた場合、納期限までに納税した人

ご存じですか？

市税は
コンビニエンスストアでも
納めることができます

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をコンビニエンスストアで納付することができます。
※納期限が過ぎたり、一期分の納税額が30万円を超える場合は、納付できません。



《対象店舗》 ※50音順

エブリワン、MMK 設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

この公平性を保つため、「国税徴収法」や「地方税法」の法律に基づく手続きにより、財産を差し押さえることになりません。

これは、自主的に納税しない場合に市税を確保するためのものです。

《滞納処分(財産差し押さえ)の対象となる財産》

- 債権：預貯金・給与・生命保険・売掛金・賃料など
- 不動産
- 無体財産権：信用組合や農業協同組合などの出資金など
- 動産：絵画・自動車など

◆滞納処分のため

自宅や事業所の捜索を行います

財産調査をしても財産を発見できない場合や聞き取りだけでは生活状況を把握できない場合は、自宅や事業所を捜索します。

◆インターネット公売を

実施しています

滞納市税を解消する手段のひとつとして、差し押さえを行った動産や不動産をインターネット公売で売却し、換価代金を滞納市税に充当しています。



インターネット公売のお知らせは市ホームページや広報いが市、文字放送で行っています。

インターネット公売での入札方法は、動産は「せり売り形式」で、不動産は「入札形式」で行っています。

○せり売り形式：参加者は入札期間中、何回でも入札が可能です。最終的に最も高い金額で入札した人が落札者となります。

○入札形式：入札可能な回数は1回のみです。最も高い金額で入札した人が落札者となります。

■口座振替は納め忘れがなくて安心

□座振替を申し込んでいただくと、各納期限の日に、指定の預貯金口座から自動的に市税を納付することができます。

一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に継続されます。

【申込方法】

「預貯金通帳」「通帳の届出印」「納税通知書」を持参して金融機関で手続きをお願いします。

※申込書は、市内の金融機関・収税課・各支所住民福祉課の窓口にあります。

※手続きには約1カ月必要です。余裕を持って手続きをしてください。

【口座振替日】

各税の納期限日

※口座残高が不足している場合、振替はできません。また、再振替は行いません。

※納付書に「随」と記された随時課

税分や、納期限の過ぎたものは、□座振替の対象となりません。

【口座振替をやめる場合】

転出したときや死亡したときなども、登録した□座の情報が残ります。□座振替をやめる場合は、金融機関で解約の手続きをしてください。

■納税相談をご利用ください

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により、納期内での納付が困難な人は、そのまま放置せずに電話や窓口で早めに相談してください。事情により、分割納付や一定期間の納税の猶予などの適用を受けられる場合があります。

納税相談は市の開庁時間内に収税課で随時受け付けています。

◆夜間でも

納税や納付の相談ができます

夜間窓口を毎週木曜日の午後7時30分まで開設しています。

平日や昼間は忙しくて、市税の納付や納税相談

に來られない人はご利用ください。

※本庁のみ。

※祝日を除く。



多重債務を

かかえてしまったら…

税金を滞納していて、消費者金融などから長期間にわたって借り入れがあり、多重債務で悩んでいる人は、納税相談実施時にお伝えください。



過払い金が発生していれば、消費者金融から払はずぎたお金を返してもらえない場合があります。

市民生活課では、債務問題などでお困りの人を対象とした相談を随時受け付けています。

さらに、法律専門家による定期相談も実施していますので、ぜひご利用ください。

◆消費者相談専用ダイヤル◆

☎22・9626

※午前9時～午後4時

◆司法書士相談(登記・相続・借金問題など)◆

月1回 ※予約制

【問い合わせ】 市民生活課

☎22・9638

FAX 22・9641

【問い合わせ】 収税課

☎22・9612

FAX 22・9618